

事務連絡  
令和2年5月22日

高齢者関係施設等 施設長 様  
管理者 様

神戸市福祉局介護保険課  
神戸市福祉局監査指導部

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う  
居宅介護支援事業所の運営及び各サービスの加算要件の取り扱いについて（お知らせ）**

兵庫県に発令されていた緊急事態宣言の解除に伴い、令和2年4月14日付事務連絡「緊急事態宣言発令に伴う居宅介護支援事業所の運営及び各サービスの加算要件の取り扱いについて」でお知らせしていました内容について、下記のとおり変更します。

記

**1. 変更事項**

(1) 居宅介護支援事業所の居宅訪問によるモニタリング

○6月30日までの取り扱い（令和2年4月14日付事務連絡のとおり）

居宅介護支援では、居宅訪問によるモニタリングを月1回行うことが定められているが、電話やメール等の代替の手段で行うことは差し支えないこととする。

ただし、利用者の健康状態及び生活状況の確認については十分留意すること。

○7月1日以降の取り扱い

居宅介護支援での、月1回のモニタリングについては、利用者の居宅を訪問して行う。

ただし、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合は、電話など柔軟に対応することは可能である。その場合は経緯を適切に記録すること。（介護保険最新情報 Vol.7 7 9 問1 1 回答参照）

(2) 居宅訪問を行う要件がある加算の取り扱い

○6月30日までの取り扱い（令和2年4月14日付事務連絡のとおり）

個別機能訓練加算等の、利用者の居宅を訪問し計画の説明・同意や生活状況の確認等を行うことが要件にある加算については、電話やメール等の代替の手段で行うことは差し支えないこととする。

ただし、該当加算のサービスについては適切に行うこと。

○7月1日以降の取り扱い

個別機能訓練加算等の、利用者の居宅を訪問し計画の説明・同意や生活状況の確認等を行うことが要件にある加算については、利用者の居宅を訪問して行う。

ただし、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合は、電話など柔軟に対応することは可能である。その場合は、その他算定要件に留意し、該当加算のサービスについては適切に行い、経緯については記録に残すこと。

## 2. 変更のない事項

次の内容については、国の通知等に基づくものであるため、このお知らせでの変更はありません。

### (1) 居宅介護支援事業所におけるサービス担当者会議

居宅介護支援では、居宅サービス計画の作成に際して、サービス担当者会議を行うことが定められているが、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどの工夫により、柔軟に対応することが可能である。(介護保険最新情報 Vol.7 7 3問9 回答参照)。

### (2) 会議・研修を行う要件がある加算の取り扱い

特定事業所加算やリハビリテーションマネジメント加算等の、情報伝達のための会議や従業員の技能向上のための研修を行うことが要件にある加算については、感染予防の観点から電話やメール・資料の回覧等の代替の手段で行うことは差し支えないこととする。

ただし、該当加算の会議・研修以外の算定要件には十分留意すること。(介護保険最新情報 Vol.8 1 8問4 及び問5 回答参照)

#### 【問い合わせ先】

神戸市福祉局監査指導部 (居宅通所指導担当)	078-322-6326
(施設指導担当)	078-322-6242